

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220301	有限会社 石島商事(法人番号4050002044375)代表者:石島 浩司	茨城県結城市大字鹿窪510	本社	茨城県結城市若宮3-28	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和3年12月9日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20220301	かみいちサービス 株式会社(法人番号2120901018597)代表者:山田 優弥	大阪府摂津市別府1-17-30	関東支店	神奈川県横浜市港北区新羽町2063	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月8日及び同年7月20日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)	13	13
20220301	株式会社 古川運輸(法人番号8021001027592)代表者:古川 信一	神奈川県綾瀬市早川1059-1	本社	神奈川県綾瀬市早川1059-1	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月15日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)(7)事業計画(自動車庫庫)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(8)事業計画(営業所)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(10)事業計画(主たる事務所)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	17	17
20220308	株式会社 ケー・アールライン(法人番号7021001038269)代表者:小池 康一	神奈川県平塚市広川775-1	本社	神奈川県平塚市広川775-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年12月3日、同年12月18日、令和3年4月21日及び同年6月25日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(5)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20220308	株式会社 バンテックセントラル(法人番号5020001029429)代表者:高田 裕孝	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1	厚木	神奈川県愛甲郡愛川町中津字桜台4009-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和3年12月9日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督の記録の記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20220315	NXトランスポート 株式会社(法人番号8013301009305)代表者:内海 史夫	東京都千代田区神田和泉町2	足立支店	東京都足立区入谷6-1-1 日本自動車ターミナル足立事業所8号棟、7号棟	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月15日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)	12	12

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220315	有限会社 仲川運送(法人番号1050002027358)代表者:仲川 栄一	茨城県神栖市大野原5-3-63	本社	茨城県神栖市大野原5-3-63	輸送施設の使用停止(255日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月29日、同年8月31日及び同年9月30日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	26	26
20220315	小俣運送 有限会社(法人番号1011702002604)代表者:小俣 栄一	東京都江戸川区上一色3-6-13	本社	東京都江戸川区上一色3-6-13	輸送施設の使用停止(75日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年6月24日及び同年10月19日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	8	8
20220315	株式会社 ケーシン(法人番号8020001070842)代表者:原裕次	神奈川県川崎市幸区戸手本町1-134-5	海老名	神奈川県海老名市社家3-20-47	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月17日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20220323	有限会社 R&C茨城サービス(法人番号6050002038747)代表者:内田 光夫	茨城県守谷市松ヶ丘2-10-4	本社	茨城県守谷市松ヶ丘2-10-4	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月1日及び同年7月19日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(10)許可に付された条件違反(貨物自動車運送事業法第59条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	8	8
20220329	有限会社 笠原産業(法人番号1070002034724)代表者:笠原 久子	群馬県沼田市岡谷町1079-1	本社	群馬県沼田市岡谷町1079-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月2日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)